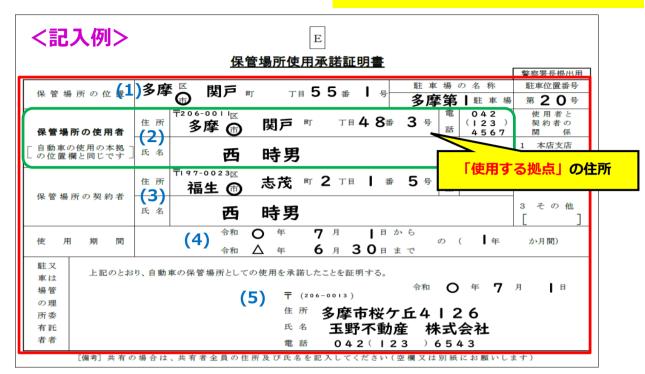
③-2 保管場所使用承諾証明書

実際に車を使用する拠点の住所と、登録名義人の印鑑証明住所が異なる場合

管轄の警察署へ提出する書類となりますので

必ず赤枠内すべて記入が必要です



- *土地の所有者様または管理会社様へ 作成をご依頼ください
- *土地の所有者様・管理会社様発行の専用書類でも可、但し枠内すべての記入が必要
- (1) 実際に車を停める駐車場の住所(名称・駐車位置番号)
- (2) 実際に**車を使用する住所**(自動車の使用の本拠の位置)と 登録名義人の氏名(法人の場合は会社名)・電話番号
- (3) 駐車場の契約者の住所・氏名・電話番号

使用者と同じ場合は『上記に同じ』と記載も可

(4) 駐車場の契約期間

期間の定めが無い場合、記入日から1年間の日付を記入

(5) 駐車場 (土地) の所有者様または管理会社様の住所・氏名・電話番号



「自動車の使用の本拠の位置」と現住所が異なる場合、

公共料金の領収書のコピー、または消印のある郵便物のコピーが必要 ☞次ページ参照

車庫証明

『自動車の使用の本拠の位置』が印鑑証明住所と異なる場合は下記の書類が必要

・アまたは分、どちらか1枚必要

⑦公共料金(電気・ガス・水道)の領収書のコピー(発行日から2ヶ月以内)

(イ)消印のある郵便物のコピー(消印の日付が2ヶ月以内)



< (分消印のある郵便物の例>





個人名義で「自動車の使用の本拠の位置」と印鑑証明住所が異なる登録をする場合、 管轄の警察署によって認められない場合もあります